

# 補償金規程一部変更のポイント

規程の文言の整理が主体  
補償金の額は変更しない

- ▶ 利用報告から試算した授業目的公衆送信された著作物等の総数を基に算出した著作物等の授業目的公衆送信1回あたりの単価が、小学校、中学校、高等学校、大学それぞれ現行規程認可申請時に想定した単価を概ね下回っている
- ☞ 第3条の年額包括補償金の額の下で、現行規程認可申請時に想定した著作物等数より多くの著作物等が利用されている